

2021年5月20日
全国港湾 20 発第 94 号

国土交通省 港湾局
局長 高田 昌行 殿

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 柏木 公廣
中央執行副委員長 現業部会長
竹内



横須賀新港へのフェリー就航に係る港湾労働者の雇用問題に関する申し入れ

周知の通り、阪九フェリー(株)と新日本海フェリー(株)を中心とするSHKグループは、横須賀新港～新門司港間において新規航路開設を発表し、横須賀市は、そのために、フェリー用上屋の建設・フェリー用防舷材の設置などの工事を進めています。

一方、横須賀港を基盤に車輛船の港湾運送を行っている事業者は、横須賀市に計画の見直しを求めるなどの対策を講じるも、横須賀市は「フェリーとの共存」を強弁するだけで、事実上、港運事業の継続を不可能にする事態に至らしめています。横須賀市のフェリー就航に向けた改修工事によって、本年 1 月以降は車輛船の入港はなく、当該港湾労働者は就労機会を奪われ、今後も、車輛船の着岸・車輛荷役は物理的に不可能で、横須賀市の「共存できる」との主張は、極めて非現実的であることが明瞭になっています。

1970 年代にフェリーが登場し、内航船に係る港湾労働者の職場は激減しました。その際、フェリーに関する業務を巡って紛議となり、貴局を立会人として、船社団体・港運団体・労働組合との間で「カーフェリー埠頭における一切の業務は(略：船社の業務であると同時に)…港湾労働者の職域」と確認しました。フェリーの業務は私たち港湾労働者の仕事であると考えています。その意味でも、横須賀市が関係者との協議も行わないまま新規にフェリーを誘致し、既存の事業者の仕事を排除することは許されるべきではありません。

以上のことから、当組合は本件を港湾労働者の雇用に係る問題であり、横須賀市とフェリー船社の強硬な姿勢を容認しないとの立場から、事態の解決、すなわち組合員の雇用の安定を図るために、(一社)日本港運協会に「行動の自由の留保」を通告し、ストライキを含む行動の準備を整えたことを通告しました。

ついては、港湾運送事業を所管し、その健全な発展を期すべく、関係者の協議の場を設置するなど、貴職が問題解決に尽力されるよう申し入れるものです。

以上

(写) 横須賀新港へのフェリー就航に係る雇用問題に関する通告：日港協宛